

避難行動要支援者避難支援制度

〈避難行動要支援者避難支援制度とは〉

ひとり暮らし高齢者や障がいのある方などで家族の避難支援を受けられない方、又は、家族だけでは避難支援が困難で何らかの助けが必要な方（避難行動要支援者）を対象として、避難支援等関係者に対して、日ごろからその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導など、地域の中での避難支援に役立てる制度です。

避難支援を希望される方は、避難支援を受けるために必要な個人情報を避難支援関係者に開示することに同意いただくとともに、登録申請が必要です。

〈対象となる避難行動要支援者〉

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 介護保険における要介護3から5までの方
- ③ 身体障がい者のうち、その障がいの程度が1級及び2級の方
- ④ 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA1及びA2の方
- ⑤ 精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級の方
- ⑥ 前各号に準ずる方

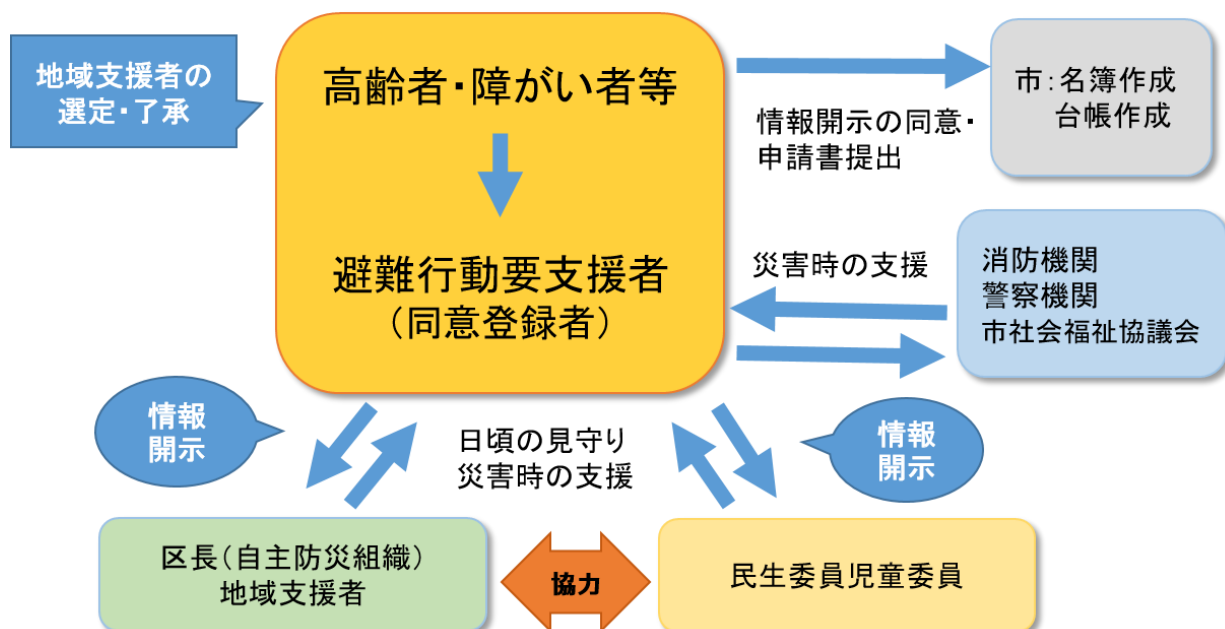
※ただし、施設・病院などへの長期入所、入院の方は除きます。



〈避難支援等関係者〉

地域の区長（自主防災組織）、民生委員児童委員、地域支援者、消防機関、警察機関、社会福祉協議会

〈制度についてのフロー図〉



〈登録方法〉

避難行動要支援者登録申請書に必要事項を記入のうえ、敦賀市役所地域福祉課まで提出してください。

登録申請書に記載された内容は、地域の区長、民生委員児童委員や地域支援者等に提供されます。

避難行動要支援者に関する情報については、この制度の利用目的以外には使用しません。

〈申請後の流れ〉

提出された登録申請書を基に、市が台帳を作成します。登録いただいた方の名簿と登録台帳は、避難支援等関係者に提供されます。

登録内容に変更があった際や、施設への長期入所等で、登録がなくなったり必要なくなった際は、地域福祉課に御連絡ください。

〈地域支援者とは〉

避難行動要支援者への日頃の声かけ・見守り活動や災害に関する情報の伝達、避難誘導、安否確認などの支援を心がけていただく方です。

災害時、すぐに支援を受けられるように避難行動要支援者の近隣の方々にお願いしていただきたいと思います。

避難行動要支援者からの依頼と地域支援者の厚意によって成り立つ制度であり、決して地域支援者に責任が伴うものではありません。

なお、避難行動要支援者自身で地域支援者を見つけることが困難な場合は、登録申請書提出後でも結構ですので、地域の区長、民生委員児童委員等の協力を得ながら、地域の福祉委員、家庭相談員等に支援をお願いしてください。

〈注意事項〉

登録により、災害時に確実に支援を受けられるものではありません。

また、避難行動要支援者への支援は、あくまで任意の協力であり、避難支援等関係者に対して、法的な効力や責任を伴うものではありません。



普段から災害時の
備えについて考え
ておきましょう



〈問い合わせ先〉

敦賀市役所地域福祉課

電話 (0770) 22-8118